

緊急事態宣言発令に伴う各委託業者様及び取引業者様の
各施設入館時のご協力について（依頼）

令和2年5月25日に緊急事態宣言について解除となりましたが、依然、新型コロナウイルス感染症の感染リスクは継続しております。

つきましては、当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めているところではありますが、感染拡大防止する観点から、下記の通りとしますので各施設入館時の際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、感染状況等の社会情勢に変更があった場合は、変更が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。

①（基本的な対策）

- （1） 郵送やFAX、電話等で対応できる場合は、各施設での入館を控えてください。

②（各施設へ入館する場合）

- （1） 発熱または風邪の症状がある方等体調の悪い方は、来館をご遠慮ください。
- （2） 来館の際にはマスクの着用及び手指消毒をお願いします。
- （3） 館内での密集、密接状態に留意してください。
- （4） 館内ではマスクを着用し、概ね2メートルのソーシャルディスタンスを確保してください。
- （5） 手洗い、うがいを励行してください。
- （6） 物品の受け渡し等は、玄関の出入口でお願いいたします。

③（サンデピアについては、上記事項の他に）

- （1） 来所者名簿がありますので、日時、氏名、人数、訪問先等の記入をお願いします。
- （2） 平日の日中は正面玄関より、夜間、土日祝日は夜間受付より入館してください。

何か不明点がございましたら、本部事務局施設係までご連絡をお願いします。